

(資料1)

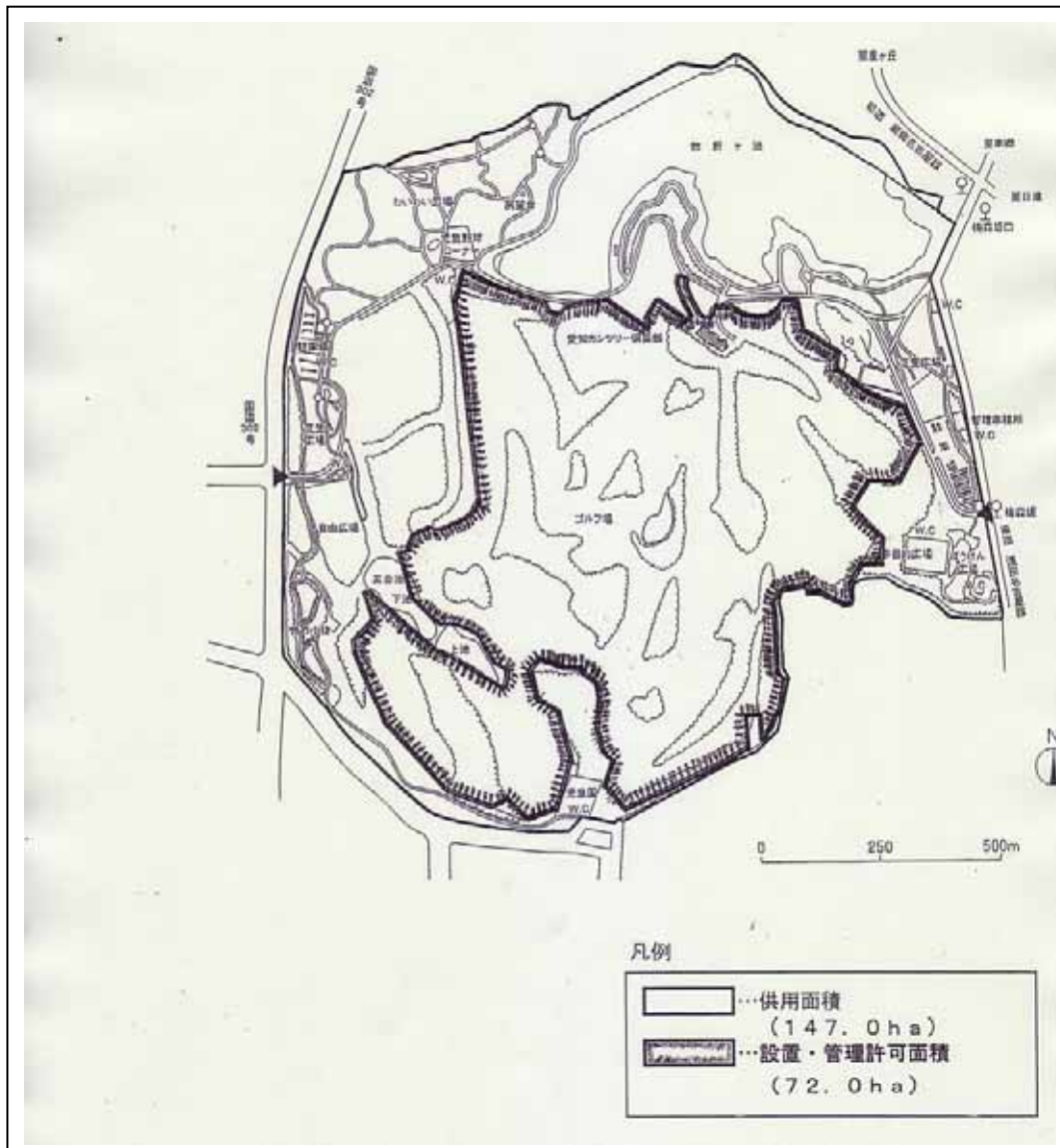
県営都市公園 牧野ヶ池緑地 案内図



ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/koen/keneikouen/makino/makino.htm>

(資料2)

県営都市公園 牧野ヶ池緑地 平面図・敷地図



(資料3)

県営都市公園 牧野ヶ池緑地の利用状況

牧野ヶ池緑地には、有料施設がありません。

(資料 4)

現行利用料金一覧表

牧野ヶ池緑地には、有料施設がありません。

(資料5)

地方自治法(抜粋)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関

する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、他の条例に定めがあるものを除くほか、同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による公の施設の管理)

第二条 知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、別に条例で定めるところにより、その指定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる。

(指定の手續)

第三条 知事等は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務(以下「指定管理者業務」という。)の範囲その他の規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に指定管理者業務の実施に関する計画(以下「業務計画」という。)を記載した書類その他規則等で定める書類を添えて、知事等に申請しなければならない。

3 知事等は、指定管理者の指定をするときは、前項の規定により申請した法人等のうちから、次に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを指定するものとする。

一 業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること。

二 業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三 当該法人等が業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

4 知事等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の手續の特例)

第四条 知事等は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第三項の規定によらず、指定管理者の指定をすることができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったとき。

二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募をすといとまがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、知事等が特に必要と認めるとき。

(指定管理者が行う管理の基準)

第五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二 当該公の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱

うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準
(規則等への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

愛知県都市公園条例

昭和三十二年六月二十二日
条例第二十二号

改正	昭和三十九年 三月二七日条例第三二号	昭和三十九年一〇月 五日条例第六八号
	昭和三十九年一〇月 五日条例第七五号	昭和四一年一〇月 七日条例第三二号
	昭和四三年 三月二九日条例第一八号	昭和四五年 三月三〇日条例第二六号
	昭和四五年 七月一七日条例第三八号	昭和四六年 三月二四日条例第二四号
	昭和四七年 三月二九日条例第二一号	昭和四九年一二月二五日条例第五九号
	昭和五〇年 三月二六日条例第三号	昭和五一年 三月二九日条例第二四号
	昭和五一年一〇月一五日条例第五三号	昭和五二年 三月三〇日条例第二〇号
	昭和五二年一〇月一四日条例第四一号	昭和五三年 三月二九日条例第一九号
	昭和五四年 三月二二日条例第一六号	昭和五五年 三月二六日条例第一七号
	昭和五六年 三月二七日条例第一九号	昭和五六年一二月二三日条例第四六号
	昭和五八年 三月二五日条例第一六号	昭和六〇年 三月二七日条例第一二号
	昭和六一年 三月二六日条例第一八号	昭和六一年一〇月一一日条例第四〇号
	昭和六二年一二月二三日条例第四六号	昭和六三年 三月二八日条例第一九号
	平成 元年 三月二七日条例第二五号	平成 二年 三月二八日条例第一五号
	平成 三年一〇月一六日条例第三三号	平成 四年 三月二五日条例第二二号
	平成 五年 三月二九日条例第二一号	平成 五年一二月二二日条例第三九号
	平成 六年 三月二八日条例第一七号	平成 六年一〇月一四日条例第三九号
	平成 八年一〇月一一日条例第三一号	平成 九年 三月二四日条例第一号
	平成 九年 三月二四日条例第二一号	平成一〇年 三月二五日条例第二〇号
	平成一一年 三月二三日条例第二八号	平成一一年一二月一七日条例第五七号
	平成一二年 三月二八日条例第二号	平成一二年 三月二八日条例第三七号
	平成一四年 三月二六日条例第三五号	平成一五年一二月一九日条例第七四号
	平成一六年一〇月 八日条例第五八号	平成一七年 七月 八日条例第七三号

愛知県都市公園条例をここに公布する。

愛知県都市公園条例

(目的)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第五条第一項、第六条第二項及び第三項、第十八条並びに第二十七条第五項及び第六項の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和五二年条例二〇号・平成一六年五八号〕

第二条 削除

削除〔昭和五二年条例二〇号〕

(行為の禁止)

第三条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項若しくは法第六条第一項若しくは第三項又は次条第一項若しくは第三項の許可に係る行為については、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 指定された場所以外の場所でたき火をすること。
- 六 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 七 立入禁止区域に立ち入ること。
- 八 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号・平成一六年五八号〕

(行為の制限)

第四条 都市公園において、公園施設をその目的外に使用して次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者については、この限りでない。

- 一 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画を撮影すること。
- 三 興行を行うこと。
- 四 展示会その他これに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容、行為を行う場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第一項又は第三項の許可を与えることができる。

5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号〕

(公園施設の利用)

第五条 別表第一に掲げる公園施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

全部改正〔昭和三十九年条例三二号〕、一部改正〔昭和五二年条例二〇号・平成一四年三五号・一五年七四号・一六年五八号・一七年七三号〕

(利用の禁止又は制限)

第六条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請)

第七条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公園施設を設けようとする場合
 - イ 公園施設の種類
 - ロ 設置の目的
 - ハ 設置の期間
 - ニ 設置の場所
 - ホ 公園施設の構造
 - ヘ 公園施設の管理の方法
 - ト 工事实施の方法
 - チ 工事の着手及び完了の時期
 - リ その他規則で定める事項
- 二 公園施設を管理しようとする場合
 - イ 公園施設の名称及び場所
 - ロ 管理の目的
 - ハ 管理の期間
 - ニ 管理の方法
 - ホ その他規則で定める事項

三 許可を受けた事項を変更しようとする場合

- イ 公園施設の名称及び場所
- ロ 変更事項
- ハ 変更理由
- ニ その他規則で定める事項

一部改正〔昭和五二年条例二〇号・平成一六年五八号〕

(占用の許可)

第七条の二 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の管理の方法
- 二 工事实施の方法
- 三 工事の着手及び完了の時期
- 四 その他規則で定める事項

2 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- 二 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占用の目的に付随して行うもの

追加〔昭和五二年条例二〇号〕

(申請書に添付すべき書類)

第八条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添えなければならない。

一部改正〔平成一六年条例五八号〕

(使用料)

第八条の二 次の各号に掲げる許可（次項及び第三項において「許可」という。）を受けた者からは、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。

- 一 第五条第一項の許可 別表第一に定める額
- 二 法第五条第一項の許可（公園施設の設置に係るものに限る。）又は法第六条第一項若しくは第三項の許可 別表第二に定める額。ただし、当該許可の期間が一月未満の場合は、同表に定める額に一・〇五を乗じて得た額
- 三 法第五条第一項の許可（公園施設の管理に係るものに限る。）又は第四条第一項若しくは第三項の許可 別表第二に定める額に一・〇五を乗じて得た額

2 使用料は、許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用（以下この条において「行為」という。）の開始日までに納付しなければならない。ただし、許可を受けた行為の期間が六月以上である場合については、この限りでない。

3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

- 一 法第二十七条第二項又は第十条第二項の規定に基づき、知事が許可を取り消し、又は許可に係る行為の中止を命じたとき。
- 二 許可を受けた者が、知事の承認を受けて許可に係る行為を中止したとき。

4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

5 使用料を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

追加〔昭和三九年条例三二〇号〕、一部改正〔昭和四五年条例三八号・五〇年三号・五二年二〇号・平成三年三三号・五年三九号・九年一号・一四年三五号・一五年七四号・一六年五八号・一七年七三号〕

(利用料金)

第八条の三 知事は、第十条の三の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に別表一に掲げる公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第五条第一項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、前条第一項の規定は適用しない。

3 利用料金の額は、別表第一に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

追加〔平成一五年条例七四号〕一部改正〔平成一七年条例七三号〕

(届出)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が公園施設の設置若しくは変更又は公園施設以外の占用物件の設置若しくは変更に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

三 第一号に掲げる者が法第十条第一項の規定により、都市公園を原状に回復したとき。

四 法第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

五 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

六 次条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

一部改正〔昭和五二年条例二〇号・平成一六年五八号〕

(監督処分)

第十条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、第四条第一項、同条第三項又は第五条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基く規則の規定又はこの条例の規定に基く処分に違反している者

二 第四条第五項又は第五条第二項の規定による許可に付された条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段により第四条第一項、同条第三項又は第五条第一項の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第四条第一項、同条第三項又は第五条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

一部改正〔昭和三九年条例三二号・平成一四年三五号〕

(工作物等を保管した場合の公示事項等)

第十条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を愛知県公報に登載すること。

3 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

4 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

追加〔平成一六年条例五八号〕

(指定管理者による管理)

第十条の三 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、都市公園(法第五条第一項の規定により公園管理者以外の者が管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。)の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行なわせることができる。

- 一 第五条第一項の規定により公園施設の利用を許可すること。
- 二 第五条第二項の規定により同条第一項の許可に条件を付すること。
- 三 第八条の二第三項第二号(第八条の三第六項において準用する場合を含む。)の規定により第五条第一項の許可に係る行為の中止を承認すること。

四 その他都市公園を維持管理し、及び運営すること。

追加〔平成一四年条例三五号〕、一部改正〔平成一五年条例七四号・一六年五八号〕

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第十条の四 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

追加〔昭和五二年条例二〇号〕、一部改正〔平成一四年条例三五号・一六

年五八号)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第十一条 第七条から第八条の二まで及び第九条の規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号・五二年二〇号・平成一五年七四号・一六年五八号〕

(過料)

第十二条 詐欺その他不正の行為により、第八条の二の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

追加〔昭和三十九年条例三二号〕、一部改正〔平成一二年条例二号〕

第十二条の二 前条に定めるものを除くほか、次の各号の一に該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

- 一 第三条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条第一項若しくは第三項の規定又は同条第五項若しくは第五条第二項の規定により許可に付された条件に違反して第四条第一項各号に掲げる行為をし、又は別表第一に掲げる公園施設を利用した者
- 三 第十条の規定による知事の命令に違反した者

一部改正〔昭和三十九年条例三二号・五二年二〇号・平成一四年三五号〕

第十二条の三 法第五条の三の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前条第二号及び第三号の規定の適用については、知事とみなす。

追加〔昭和五二年条例二〇号〕

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に権原に基いて都市公園において第四条第一項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基いてなお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて同条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 3 愛知県使用料及び手数料条例(昭和二十八年愛知県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一熱田神宮公園の部の次に次の一部を加える。

都市公	都市公	公園施設を設ける場合	一平方メートル一年につき	五〇〇・〇〇以内	一平方メートル未満の端数は、一平方メートルとして計算する。 脚二本以上の電柱については、脚一本を一本とみなす。支線、支線柱及び支柱は、それぞれ一本とみなす。
		公園施設を管理する場合	一平方メートル一年につき	一、〇〇〇・〇〇以内	
		電柱その他これに類するものを設ける場合	一本一年につき	一五〇・〇〇以内	
		変圧塔を設ける場合	一基一年につき	一、〇〇〇・〇〇以内	
都市公	都市公	水道管、外径三十	十メートル一年に	三〇・〇〇以内	十メートル未満の

園	園占用料	下水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合	センチメートル未満のもの 外径三十センチメートル以上のもの	つき 十メートル一年につき	五〇・〇〇以内	端数は、十メートルとして計算する。
		標識を設ける場合		一個一年につき	二〇〇・〇〇以内	
		展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物を設ける場合 工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設を設ける場合 土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場を設ける場合		一平方メートル一月につき	二〇・〇〇以内	
		行商、募金その他これらに類する行為を行う場合 業として写真又は映画の撮影を行う場合		一日につき	一、〇〇〇・〇〇以内	
		興行を行う場合		一平方メートル一月につき	四〇・〇〇以内	一平方メートル未満の端数は、一平方メートルとして計算する。
		展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合		一平方メートル一日につき	二・〇〇以内	

附 則（昭和三十九年三月二十七日条例第三十二号）

- この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- この条例施行の日前の行為に対して科する過料については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十九年十月五日条例第六十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十月五日条例第七十五号）

この条例は、知多郡有松町及び大高町を廃しその区域を名古屋市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十一年十月七日条例第三十二号）

この条例は、昭和四十一年十月二十五日から施行する。

附 則（昭和四十三年三月二十九日条例第十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日前に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項又は第三項の規定により占用の許可を受けた者の当該占用に係る使用料の額は、なお従前の例による。
附則(昭和四十五年三月三十日条例第二十六号)
この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。
(昭和四十五年七月十七日条例第三十八号抄)
(年当たりの割合の基礎となる日数)
- 第九条 前各条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞金及び延滞利息その他規則で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの条例の規定その他条例及び規則の規定に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 附則(昭和四十五年七月十七日条例第三十八号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附則(昭和四十六年三月二十四日条例第二十四号)
この条例は、昭和四十六年七月一日から施行する。
附則(昭和四十七年三月二十九日条例第二十一号)
この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。
附則(昭和四十九年十二月二十五日条例第五十九号)
この条例は、昭和五十年二月一日から施行する。
附則(昭和五十年三月二十六日条例第三号)
 - 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
 - 2 第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定(中略)は、昭和五十年三月三十一日以後に到来するこれらの条例の規定に基づく納期限その他の支払期限に係る延滞金又は延滞利息について適用し、同日前に到来した当該納期限その他の支払期限に係る延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。
附則(昭和五十一年三月二十九日条例第二十四号)
この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
附則(昭和五十一年十月十五日条例第五十三号)
この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
附則(昭和五十二年三月三十日条例第二十号)
この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
附則(昭和五十二年十月十四日条例第四十一号)
この条例は、昭和五十二年十一月十五日から施行する。
附則(昭和五十三年三月二十九日条例第十九号)
この条例は、昭和五十三年七月一日から施行する。
附則(昭和五十四年三月二十二日条例第十六号)
この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一熱田神宮公園の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。
(昭和五十四年五月規則第四十三号で、別表第一熱田神宮公園の項の改正規定は、同五十四年七月二十一日から施行)
附則(昭和五十五年三月二十六日条例第十七号)
この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
附則(昭和五十六年三月二十七日条例第十九号)
この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附則(昭和五十六年十二月二十三日条例第四十六号)
 - 1 この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。ただし、(中略)次項の規定

は公布の日から施行する。

- 2 昭和五十七年七月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用又は行政財産の使用の許可を受けた者からは、第一条から第十二条まで及び第十四条の規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用又は使用に係る第一条から第十二条まで及び第十四条の規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（昭和五十八年三月二十五日条例第十六号）

この条例は、昭和五十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十七日条例第十二号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表第一に一項を加える改正規定及び別表第二の改正規定中新城総合公園に関する部分は、同月二十四日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十六日条例第十八号）

この条例は、昭和六十一年四月二十三日から施行する。

附 則（昭和六十一年十月十一日条例第四十号）

この条例は、昭和六十一年十月二十日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十三日条例第四十六号）

- 1 この条例は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、（中略）附則第三項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日前に昭和六十三年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条から第十一条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る第一条から第十一条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（昭和六十三年三月二十八日条例第十九号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十七日条例第二十五号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十八日条例第十五号）

この条例は、平成二年四月二十六日から施行する。ただし、別表第一新城総合公園の項の改正規定及び同表に一項を加える改正規定中水泳場使用料に関する部分は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成三年十月十六日条例第三十三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三年十二月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
（行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の公布の日前に平成三年十二月一日（以下「施行日」という。）以後の次に掲げる使用等について許可を受け、又は届出をした者の当該使用等（第一号及び第三号から第六号までに掲げる使用等については、平成四年三月三十一日までの期間に係る使用等に限る。）に係る使用料等の額については、この条例（第二条から第六条まで、第十一条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 二 （前略）都市公園の公園施設（後略）
 - 三 都市公園の公園施設の設置、管理及び目的外の使用並びに都市公園の占用
- 3 施行日前に施行日以後の前項各号に掲げる使用等について許可を受け、又は届出

をした者（同項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用等に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料等を徴収することができる。

附 則（平成四年三月二十五日条例第二十二号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中トレーニング施設使用料及び遊戯用自転車使用料に関する部分は、同年七月六日から施行する。

附 則（平成五年三月二十九日条例第二十一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成五年十二月二十二日条例第三十九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第三項（中略）の規定は公布の日（中略）から施行する。

（愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の公布の日前に平成六年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係る第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成六年三月二十八日条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の愛知県体育施設及び社会教育施設条例（昭和四十六年愛知県条例第六号）第四条第一項の規定により愛知県大府運動公園の野球施設、競技施設又は体育館の利用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の愛知県都市公園条例第五条第一項の規定によりあいち健康の森公園の野球場、競技場又は体育館の利用の許可を受けた者とみなす。

（愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正）

3 愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（公の施設等の使用料の改定等に関する条例の一部改正）

4 公の施設等の使用料の改定等に関する条例（平成五年愛知県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成六年十月十四日条例第三十九号）

この条例は、平成六年十一月一日から施行する。

附 則（平成八年十月十一日条例第三十一号）

この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十四日条例第一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、（中略）附則第三項（中略）の規定は公布の日から施行する。

（愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の公布の日前に平成九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の公

の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第三条から第七条まで、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十四条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成九年三月二十四日条例第二十一号）

改正 平成一〇年 三月二五日条例第二〇号

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 平成九年四月一日前に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項又は第三項の規定により許可を受けたことにより都市公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る平成九年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の愛知県都市公園条例第八条の二第一項第二号及び別表第二の規定により算出した当該占有物件に係る平成九年度以後の各年度の使用料の額が当該占有物件に係る平成八年度の使用料の額（当該占有物件に係る平成十年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間が一年未満であるときは、当該使用料の額を十二で除して得た額に当該期間の月数（当該期間が一月未満のとき又は当該期間に一月未満の端数があるときは、当該一月未満の期間は、一月とする。）を乗じて得た額）に平成八年四月一日から平成九年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合については、調整使用料額とする。

一部改正〔平成一〇年条例二〇号〕

附 則（平成十年三月二十五日条例第二十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一あいち健康の森公園の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
（愛知県都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 愛知県都市公園条例の一部を改正する条例（平成九年愛知県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十一年三月二十三日条例第二十八号）

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月十七日条例第五十七号）

- 1 この条例は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は公布の日から（中略）施行する。
- 2 この条例の公布の日前に平成十二年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、（中略）第十条から第十四条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る（中略）第十条から第十四条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号）

（施行期日）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第三十七号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第三十五号）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の愛知県都市公園条例第五条第一項の規定によってした同日以後の公園施設の利用に係る許可は、改正後の愛知県都市公園条例第五条第一項の規定によってした許可とみなす。

附 則（平成十五年十二月十九日条例第七十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の各条例の規定は、平成十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後の次に掲げる施設（以下「三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等」という。）の利用について適用し、適用日前の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用については、なお従前の例による。
 - 一 （略）
 - 二 熱田神宮公園、小幡緑地、大高緑地、朝宮公園、尾張広域緑道、新城総合公園、あいち健康の森公園及び木曾川祖父江緑地
 - 三から八まで（略）（施行日前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可を受けた者に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、改正前の各条例の規定に定められた当該利用に係る使用料の額が、（中略）第二条の規定による改正後の愛知県都市公園条例第八条の三第四項（中略）の規定により最初に公告された当該施設の利用に係る料金の額（以下「公告利用料金額」という。）を超えるときは、当該利用に係る使用料として納付すべき額は、当該公告利用料金額に相当する額とする。
（施行日以後に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可を受けた者に関する経過措置）
- 5 施行日以後公告（前項に規定する改正後の各条例の規定によりなされる最初の公告をいう。以下同じ。）の日前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等（愛知県労働者研修センターの第五会議室、第六会議室及び第七会議室、愛知県野外教育センターの野外炊飯場、愛知県一宮総合運動場の競技場並びに愛知県青年の家の第七研修室を除く。次項において同じ。）の利用の許可を受けた者（附則第八項に規定する者を除く。）の当該利用に係る料金として納付すべき額は、改正後の各条例の規定にかかわらず、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額に相当する額（その額が当該利用に係る公告利用料金額を超える場合にあっては、当該公告利用料金額に相当する額）とする。
- 6 公告の日前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可に係る申請をした者で当該公告の日以後に当該利用の許可を受けたものの当該利用に係る公告利用料金額が、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額を超えるときは、当該利用に係る料金として納付すべき額は、改正後の各条例の規定にかかわらず、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額に相当する額とする。

附 則（平成十六年十月八日条例第五十八号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）の施行の日〔平成一六年一二月一七日〕から施行する。

附 則（平成十七年七月八日条例第七十三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛知県都市公園条例の規定は、平成十八年四月一日（以下「適用日」という。）以後の都市公園の管理及び利用について適用し、適用日前の都市公園の管理（適用日前における改正前の同条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項の規定による適用日以後の旧条例別表第一に掲げる公園施設の利用の許可に関する事を含む。）及び利用については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 適用日前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条第一項の規定により、適用日以後の旧条例別表第一に掲げる公園施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第五条、第八条の二、第八条の三、第十二条の二関係）

都市公園名	使用料の名称	区分		単位	使用料の額 (単位円)
熱田神宮公園	庭球場使用料			一コート 二時間につき	六〇〇
				一コート 四時間につき	一、二〇〇
				一コート 八時間につき	一、八〇〇
	球技場使用料	球技場	全部利用	二時間につき	一、六〇〇
				四時間につき	三、二〇〇
		二分の一利用	八時間につき	四、八〇〇	
			二時間につき	一、二〇〇	
			四時間につき	二、四〇〇	
			八時間につき	三、六〇〇	
	附属照明設備	全部利用	三十分につき	五、〇〇〇	
		二分の一利用	三十分につき	二、五〇〇	
	野球場使用料	野球場	全部利用	二時間につき	六、四〇〇
四時間につき				一二、八〇〇	
八時間につき				一九、二〇〇	
投球練習場のみの利用		一室	四〇〇		
		二時間につき			
		一室	八〇〇		
		四時間につき			
一室	一、二〇〇				
八時間につき					
会議室	二時間につき	一、八〇〇			
附属放送設備	二時間につき	七〇〇			
	庭球場使用料			一コート 二時間につき	六〇〇
				一コート 四時間につき	一、二〇〇

小幡緑地			一コート 八時間につき	一、八〇〇
	野球場使用料		一面 二時間につき	一、六〇〇
			一面 四時間につき	三、二〇〇
			一面 八時間につき	四、八〇〇
トレーニング施設 利用料金		一人四時間につき	二〇〇	
球技場使用料	全部利用	二時間につき	一、六〇〇	
		四時間につき	三、二〇〇	
		八時間につき	四、八〇〇	
	二分の一利用	二時間につき	一、二〇〇	
		四時間につき	二、四〇〇	
		八時間につき	三、六〇〇	
大高緑地	ゴーカート使用料	単席ゴーカート	一台一回につき	一〇〇
		複席ゴーカート	一台一回につき	一五〇
	水泳場使用料	中学生以下の者	一人一回につき	二〇〇
		その他の者	一人一回につき	六〇〇
	野球場使用料		一面 二時間につき	一、六〇〇
			一面 四時間につき	三、二〇〇
			一面 八時間につき	四、八〇〇
庭球場使用料		一コート 二時間につき	六〇〇	
		一コート 四時間につき	一、二〇〇	
		一コート 八時間につき	一、八〇〇	
朝宮公園	水泳場使用料	中学生以下の者	一人一回につき	二〇〇
		その他の者	一人一回につき	六〇〇
	野球場使用料		二時間につき	一、六〇〇
			四時間につき	三、二〇〇
			八時間につき	四、八〇〇
	庭球場使用料		一コート 二時間につき	六〇〇
			一コート 四時間につき	一、二〇〇
			一コート 八時間につき	一、八〇〇
競技場使用料	全部利用	二時間につき	一、六〇〇	
		四時間につき	三、二〇〇	
		八時間につき	四、八〇〇	
	二分の一利用	二時間につき	一、二〇〇	

				四時間につき 八時間につき	二、四〇〇 三、六〇〇	
尾張広域緑道	体育室使用料	専用利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	六〇〇 一、二〇〇 一、八〇〇	
		一般利用		一人四時間につき	二〇〇	
	トレーニング施設使用料			一人四時間につき	二〇〇	
	体育館使用料	専用利用	全部利用	二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、八〇〇 三、六〇〇 五、四〇〇	
			二分の一利用	二時間につき 四時間につき 八時間につき	六〇〇 一、二〇〇 一、八〇〇	
			八分の一利用	二時間につき 四時間につき 八時間につき	三〇〇 六〇〇 九〇〇	
		一般利用		一人四時間につき	二〇〇	
遊戯用自転車使用料			一人三十分につき	一五〇		
新城総合公園	野球場使用料			二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、六〇〇 三、二〇〇 四、八〇〇	
	競技場使用料	全部利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、六〇〇 三、二〇〇 四、八〇〇	
		二分の一利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、二〇〇 二、四〇〇 三、六〇〇	
	庭球場使用料			一コート 二時間につき	六〇〇	
				一コート 四時間につき	一、二〇〇	
				一コート 八時間につき	一、八〇〇	
	陸上競技場使用料	陸上競技場	専用利用		四時間につき 八時間につき	四、八〇〇 八、五〇〇
一般利用			団体	五〇人以下のもの	四時間につき 八時間につき	一、四〇〇 二、六〇〇
				五一人以上一〇〇人以下のもの	四時間につき 八時間につき	三、一〇〇 五、一〇〇
				一〇一	四時間につき	四、八〇〇

			人以上のもの	八時間につき	八、五〇〇
			個人	四時間につき	一〇〇
		運動器具		一日一式又は一点につき	四〇〇円以内で知事が定める額
	弓道場使用料	専用利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、六〇〇 三、二〇〇 四、八〇〇
		一般利用		一人四時間につき	二〇〇
あいち健康の森公園	庭球場使用料	庭球場		一コート 二時間につき 一コート 四時間につき 一コート 八時間につき	六〇〇 一、二〇〇 一、八〇〇
		附属設備	照明設備	一コート 一時間につき	五〇〇
			その他	一日一式又は一点につき	一、九〇〇円以内で知事が定める額
	体育館使用料	全部利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	二、五〇〇 五、〇〇〇 七、五〇〇
		二分の一利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、二〇〇 二、四〇〇 三、六〇〇
		四分の一利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	六〇〇 一、二〇〇 一、八〇〇
		八分の一利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	三〇〇 六〇〇 九〇〇
	ベビーゴルフ場使用料	中学生以下の者		一人一回につき	一二〇
		その他の者		一人一回につき	三〇〇
	球技場使用料	全部利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、六〇〇 三、二〇〇 四、八〇〇
		二分の一利用		二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、二〇〇 二、四〇〇 三、六〇〇
	会議室使用料			二時間につき	一、六〇〇
木曽川祖父江緑地	庭球場使用料			一コート 二時間につき 一コート 四時間につき 一コート	六〇〇 一、二〇〇 一、八〇〇

			八時間につき	
	水泳場使 用料	中学生以下の者	一人一回につき	二〇〇
		その他の者	一人一回につき	四五〇

備考 第五条第一項の許可を受けた者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。

全部改正〔昭和五一年条例五三号〕、一部改正〔昭和五二年条例二〇号・四一号・五三年一九号・五四年一六号・五五年一七号・五六年四六号・五八年一六号・六〇年一二号・六一年一八号・六二年四六号・六三年一九号・平成二年一五号・三年三三号・四年二二号・五年二一号・三九号・六年一七号・三九号・八年三一号・九年一号・一〇年二〇号・一一年二八号・五七号・一二年三七号・一五年七四号〕

別表第二（第八条の二関係）

区分	単位	使用料の額（単位円）		
		熱田神宮公園、高蔵公園、小幡緑地、大高緑地及び牧野ヶ池緑地	朝宮公園、尾張広域緑道、新城総合公園、あいち健康の森公園及び木曾川祖父江緑地	
公園施設を設ける場合	一平方メートル 一年につき	四、七〇〇円 以内で知事が 定める額	三、八〇〇円 以内で知事が 定める額	
公園施設を管理する場合	一平方メートル 一年につき	七、三〇〇円 以内で知事が 定める額	五、八〇〇円 以内で知事が 定める額	
電柱その他これに類するものを設ける場合	第一種電柱	一本一年につき	二、二〇〇	一、二〇〇
	第二種電柱	一本一年につき	三、四〇〇	一、八〇〇
	第三種電柱	一本一年につき	四、七〇〇	二、五〇〇
	第一種電話柱	一本一年につき	二、〇〇〇	一、一〇〇
	第二種電話柱	一本一年につき	三、二〇〇	一、七〇〇
	第三種電話柱	一本一年につき	四、五〇〇	二、四〇〇
	その他の柱類	一本一年につき	一五〇	八二
変圧塔その他これに類するものを設ける場合	一平方メートル 一年につき	三、一〇〇	一、六〇〇	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場合	外径一〇センチメートル未満のもの	一メートル 一年につき	一〇〇	五五
	外径一〇センチメートル以上一五センチメートル未満のもの	一メートル 一年につき	一五〇	八二
	外径一五センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの	一メートル 一年につき	二〇〇	一一〇
	外径二〇センチ	一メートル	四一〇	二二〇

	メートル以上四〇センチメートル未満のもの	一年につき		
	外径四〇センチメートル以上一メートル未満のもの	一メートル 一年につき	一、〇〇〇	五五〇
	外径一メートル以上のもの	一メートル 一年につき	二、〇〇〇	一、一〇〇
標識を設ける場合		一個 一年につき	二、五〇〇	一、三〇〇
展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物又は工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設若しくは土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場を設ける場合		一平方メートル 一月につき	一九〇	一五〇
行商、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合		一日につき	九四〇	七五〇
業として映画の撮影を行う場合		一日につき	九、四〇〇	七、五〇〇
興行を行う場合		一平方メートル 一月につき	三八〇	二八〇
展示会その他これに類する催しを行う場合		一平方メートル 一日につき	二二	一一

備考

- 一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
- 二 使用料の額が年額で定められている区分に係る許可の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、その期間が一月未満のとき又はその期間に一月未満の端数があるときは、その期間又は端数を一月として計算する。
- 三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

全部改正〔昭和五一年条例二四号〕、一部改正〔昭和五二年条例二〇号・五四年一六号・五六年一九号・六〇年一二号・六一年四〇号・平成元年二五号・五年二一号・六年一七号・九年二一号・一〇年二〇号〕

愛知県都市公園管理規則（抜粋）

昭和五十二年三月三十日
規則第三十三号

改正	昭和五三年 四月二一日規則第五一号	昭和五四年 五月二三日規則第四四号
	昭和六〇年 三月二七日規則第二四号	昭和六一年 三月二六日規則第一六号
	昭和六一年一〇月一七日規則第八〇号	昭和六三年 一月一六日規則第四号
	平成 二年 三月二八日規則第一四号	平成 三年一〇月一六日規則第八四号
	平成 四年 三月二五日規則第二〇号	平成 五年 三月二九日規則第二〇号
	平成 六年 三月二八日規則第二一号	平成 六年 六月二九日規則第六八号
	平成 六年一〇月三一日規則第九五号	平成 八年一〇月一一日規則第五〇号
	平成一〇年 三月二五日規則第二一号	平成一二年 三月三一日規則第六二号
	平成一四年 三月二六日規則第一九号	平成一五年一二月一九日規則第一〇〇号
	平成一六年一〇月 八日規則第六七号	平成一七年 七月 八日規則第九六号

愛知県都市公園管理規則をここに公布する。

愛知県都市公園管理規則

愛知県都市公園管理規則（昭和三十九年愛知県規則第六十四号）の全部を改正する。

（休業日）

第一条 愛知県都市公園条例（昭和三十二年愛知県条例第二十二号。以下「条例」という。）別表第一に掲げる公園施設（以下「運動施設等」という。）の休業日は、次のとおりとする。

一 十二月二十九日から翌年一月三日まで

二 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、条例第十条の三の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

一部改正〔平成六年規則二一号・一四年一九号・一五年一〇〇号・一六年六七号・一七年九六号〕

（利用時間等）

第二条 運動施設等の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、熱田神宮公園の球技場の附属照明設備の利用期間における当該球技場の利用時間並びにあいち健康の森公園の庭球場（照明設備を有するものに限る。）、体育館及び会議室の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 熱田神宮公園の球技場の附属照明設備の利用期間は、四月一日から十月三十一日までとし、水泳場の利用期間は、七月一日から八月三十一日までとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、臨時に第一項の利用時間又は前項の利用期間を変更することができる。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項の利用時間又は第二項の利用期間を変更することができる。

全部改正〔昭和五四年規則四四号〕、一部改正〔昭和六〇年規則二四号・六一年八〇号・平成六年二一号・九五号・一〇年二一号・一四年一九号・一七年九六号〕